

法人税及び地方法人税予定申告書の送付等に関するお知らせ

1 前事業年度にe-Taxで申告書等を提出された法人の皆様（2の法人を除く）

- ◎ 国税庁では、前事業年度の法人税及び地方法人税の確定申告書を国税電子申告・納税システム（e-Tax）により提出された法人の皆様には、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点から、法人税予定申告書用紙を送付しないこととしております。
- ◎ 法人税予定申告書用紙を送付しない法人の皆様には、「法人税の予定申告のお知らせ」をメッセージボックスに格納します。
- ◎ e-Taxソフトをご利用の場合には、お知らせ内容から「法人名」、「納付すべき税額」等の欄が初期表示された予定申告書の作成画面に移り、そのまま作成・送信できますので、ぜひご利用ください。
※ メッセージボックスに格納されたお知らせ内容から予定申告書を作成する方法につきましては、裏面をご覧ください。
- ◎ 法人税予定申告書などの各種様式は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載しておりますので、これを印刷してもご利用いただけます。
《掲載先》 「国税庁ホームページ」→「税の情報・手続・用紙」→「申告手続・用紙」→「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」→「確定申告等情報」→「法人税」

（参考）

- ◎ 消費税中間申告書用紙は、当分の間、メッセージボックスに「消費税の中間申告のお知らせ」を格納している法人の皆様（e-Tax義務化対象の大法人を除きます。）にも引き続き送付しておりますが、消費税中間申告についても、e-Taxソフトをご利用の場合には、「消費税の中間申告のお知らせ」から中間申告書の作成画面に移り、作成・送信することができますので、ぜひご利用ください。

2 e-Tax義務化対象法人^{（注）}の皆様

- ◎ e-Tax義務化対象法人については、申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全てをe-Taxにより提出しなければならないことから、法人税予定申告書用紙を送付しないこととしております。
- ◎ e-Taxの開始届出書を提出されている（利用者識別番号がある）法人の皆様には、「法人税の予定申告のお知らせ」をメッセージボックスに格納します。
- ◎ e-Taxソフトをご利用の場合には、お知らせ内容から「法人名」、「納付すべき税額」等の欄が初期表示された予定申告書の作成画面に移り、そのまま作成・送信できますので、ぜひご利用ください。
※ メッセージボックスに格納されたお知らせ内容から予定申告書を作成する方法につきましては、裏面をご覧ください。

（注） 「e-Tax義務化対象法人」とは、以下の法人のことを言います。

法人税等	① 内国法人のうち、事業年度開始の時ににおける資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 通算法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	① 上記「法人税等」に掲げる法人（通算法人はその事業年度開始の時ににおける資本金又は出資金の額が1億円を超える法人に限ります。） ② 国・地方公共団体



メッセージボックスのお知らせ内容から法人税予定申告書・消費税中間申告書が作成できます！



前事業年度（課税期間）の法人税（消費税）の確定申告書をe-Taxにより提出された法人の皆様に対して、メッセージボックスに「予定（中間）申告のお知らせ」を格納しています。

e-Taxソフトをご利用の場合には、このお知らせ内容から「予定（中間）申告書」を作成することが可能です。

メッセージボックスのお知らせ内容から、「予定（中間）申告書」を作成する方法は次のとおりです。

＜法人税予定申告書の作成例＞

1 メッセージボックスの確認

予定申告の申告期限月の月上旬（例：9月決算法人⇒5月上旬）にメッセージボックスに「法人税及び地方法人税の予定申告について」を格納します。

メッセージボックス内の「法人税及び地方法人税の予定申告について」をクリックし、「詳細表示」をクリックしてください。



2 「申告等作成」をクリック

① 「メッセージ詳細」画面が表示された後、メッセージ下部の「申告等作成」をクリックします。

② 「申告等名称入力」及び「申告・申請等基本情報」を入力すると、予定申告書作成画面に移ります。

（参考）

「申告等作成」の左にある「お知らせ」をクリックすると、納付すべき法人税額等を確認することができます。



3 予定申告書の作成・送信

予定申告書の作成画面で、納税地、法人名及び納付すべき法人税額等の初期表示された内容を確認し、「作成完了」をクリックしてください。

作成した予定申告書データは、電子証明書を添付して送信してください。



詳しい情報はe-Tax ホームページ
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)
をご覧ください。

